

令和4年2月1日

保護者の皆様

つくばみらい市教育委員会教育長 福田 敏男

1月31日（月）以降の出欠の取り扱いについて（お知らせ）

立春の候、日頃より、本市教育活動へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1月31日（月）から2月10日（木）の小学校における教育活動につきましては、すでに各学校より連絡させていただきましたが、上記期間の出欠の取扱について、下記のとおり対応いたします。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

臨時休業期間（1月31日～2月10日）の出欠等の取り扱いについて

- ① 1月31日（月）は登校日となりますので、通常通り出欠をとります。
- ② 2月1日（火）から2月10日（木）までは、「臨時休業」として取り扱いますので、「授業日数」には含まないものとします。
- ③ 上記期間は、学びを止めないために、オンライン等による学習を行いますが、「授業日数」には含みません。
- ④ 上記期間中（学校が指定する登校日及び児童が自宅で学習する日）は、「授業日」となりませんので、出席にも欠席にもなりません。

問い合わせ先

つくばみらい市教育委員会教育指導課

TEL:0297-58-2111